平成２２年（フ）第２３５号
香川県高松市茜町９番23号ハイム茜101号
債務者　形見　米子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第８５４号
仙台市太白区袋原５丁目14番２―107号
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８８３号
仙台市泉区将監５丁目１番27―51号
債務者　富田　克江
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５２号
福島市宮代字大屋敷53番地の６
債務者　佐藤　俊久
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１６５号
福島市岡部字町内16番地の１
債務者　遠藤　　敏
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１７４号
福島県伊達郡川俣町飯坂字戸ノ内４番地の１
債務者　影山　路代（旧姓郡司）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
茨城県日立市大久保町２丁目１番19―405号
債務者　大作　重雄
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１１１号
茨城県筑西市乙502番地９
債務者　飯田かおる
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２５号
富山県高岡市木津736番地１　セトル・アンソレイユＢ102号
債務者　中村　大輔
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第４９号
富山県射水市太閤山２丁目４番地　県営住宅10―205
債務者　釣　啓太郎
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５０号
富山県高岡市西藤平蔵1238番地２の甲
債務者　宮田　大作
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１０３号
富山県射水市稲積669番地
債務者　柄戸　達哉
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第２３５号
石川県石川郡野々市町堀内２丁目118番地ドリームハーモニー101号、従前の住所金沢市三十苅町丙135番地２
債務者　山川　直行
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２３７号
石川県白山市森島町う55番地６
債務者　廣瀬美智恵
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２４０号
金沢市北町丁61番地４、従前の住所金沢市涌波２丁目11番13号
債務者　隈田外茂江
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２４８号
金沢市高尾南３丁目170番地　エバーアモール203号、従前の住所金沢市伏見台２丁目６番10号
債務者　寺本　義弘
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２５６号
金沢市駅西本町２丁目12番22号　アクティ駅西201号、従前の住所金沢市浅野本町２丁目21番６号
債務者　平内由紀代
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
金沢市高尾南１丁目189番地　グランドール南高尾103号、従前の住所金沢市三十苅町丙139番地、従前々の住所石川県石川郡野々市町押野２丁目152番地
債務者　田之上美紀
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
金沢地方裁判所